



平成 29 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 チタン工業株式会社
代 表 者 名 取締役社長 渡 邊 一
(コード番号 4098 東証第 1 部)
問 合 せ 先 取 締 役 中 村 茂
管理本部長
(TEL 0836-31-4155)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催の第 119 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の理由

- (1) 当社普通株式について、10 株を 1 株に併合することによる当社株式の発行済株式総数の減少を勘案し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第 5 条を変更するとともに、全国証券取引所が発表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 100 株とするため、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため現行定款第 7 条を変更するものがあります。詳細につきましては、本日公表の「単元株式数の変更、株式併合および発行可能株式総数の変更に関するお知らせ」をご参照ください。
- (2) 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。詳細につきましては、本日公表の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」をご参照ください。
- (3) 上記(1)の定款一部変更について、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件とし、株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもって、その効力が発生する旨の附則を設けるものであります。なお、本附則は、株式併合の効力発生日経過後、削除するものといたします。

2. 定款一部変更の内容

定款一部変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 29 年 6 月 29 日
定款変更の効力発生日 平成 29 年 6 月 29 日
(第 5 条および第 7 条の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日)

以 上

別紙(定款一部変更の内容)

定款一部変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 4 条 (条文省略)	第 1 条～第 4 条 (現行どおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第 5 条 当社の発行可能株式総数は <u>84,000,000</u> 株とする。	第 5 条 当社の発行可能株式総数は <u>8,400,000</u> 株とする。
第 6 条 (条文省略)	第 6 条 (現行どおり)
(単元株式数)	(単元株式数)
第 7 条 当社の単元株式数は <u>1,000</u> 株とする。	第 7 条 当社の単元株式数は <u>100</u> 株とする。
第 8 条～第 11 条 (条文省略)	第 8 条～第 11 条 (現行どおり)
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第 12 条～第 17 条 (条文省略)	第 12 条～第 17 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
第 18 条 (条文省略)	第 18 条 (現行どおり)
(取締役の数)	(取締役の数)
第 19 条 当社の取締役は 10 名以内とする。	第 19 条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は 10 名以内とする。
(新設)	<u>2 当社の監査等委員である取締役は 5 名以内とする。</u>
(取締役の選任)	(取締役の選任)
第 20 条 取締役は株主総会の決議によって選任する。	第 20 条 取締役は株主総会の決議によって選任する。 <u>但し監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u>
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
3 (条文省略)	3 (現行どおり)

<p>(取締役の任期) 第 21 条 取締役の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 増員により選任された取締役又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役) 第 22 条 当会社を代表すべき取締役は取締役会の決議によって選定する。</p> <p>(役付取締役) 第 23 条 取締役会はその決議によって取締役社長 1 名を選定する。必要あるときは取締役会の決議によって取締役会長 1 名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>2 (条文省略) 3 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集) 第 24 条 取締役会の招集は各取締役及び各監査役に対し会日の 2 日前までにその通知を発するものとする。但し緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。</p> <p>第 25 条～第 26 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の任期) 第 21 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 増員又は補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は他の在任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役) 第 22 条 当会社を代表すべき取締役は取締役会の決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から選定する。</p> <p>(役付取締役) 第 23 条 取締役会はその決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長 1 名を選定する。必要あるときは取締役会の決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長 1 名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>2 (現行どおり) 3 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集) 第 24 条 取締役会の招集は各取締役に対し会日の 2 日前までにその通知を発するものとする。但し緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。</p> <p>第 25 条～第 26 条 (現行どおり)</p>
--	--

<p>(取締役会の決議の省略) 第 27 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>但し監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>第 28 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会議事録) 第 29 条 取締役会の議事はその経過の要領及び結果並びにその他法令で定める事項を議事録に記載又は記録して出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名し当会社に保存する。</p> <p>(取締役の報酬等) 第 30 条 取締役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 31 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u></p> <p>(監査役及び監査役会の設置) 第 32 条 <u>当社は監査役及び監査役会を置く。</u></p> <p>(監査役の数) 第 33 条 <u>当社の監査役は 5 名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任) 第 34 条 <u>監査役は株主総会の決議によって選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席しその議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第 35 条 <u>監査役の任期は選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第 27 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会議事録) 第 29 条 取締役会の議事はその経過の要領及び結果並びにその他法令で定める事項を議事録に記載又は記録して出席した取締役が記名押印又は電子署名し当会社に保存する。</p> <p>(取締役の報酬等) 第 30 条 取締役の報酬等は株主総会の決議によって定める。<u>但し監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して定めるものとする。</u></p> <p>第 31 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>
---	---

<p><u>(常勤監査役)</u> <u>第 36 条 監査役会は監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集)</u> <u>第 37 条 監査役会の招集は各監査役に対し会日の 2 日前までにその通知を発するものとする。但し緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の権限)</u> <u>第 38 条 監査役会は法令に定める事項の外監査役の職務執行に関する事項を決定する。但し監査役の権限の行使を妨げることとはできない。</u></p> <p><u>(監査役会の決議)</u> <u>第 39 条 監査役会の決議は法令に別段の定めのある場合の外監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役会の運営)</u> <u>第 40 条 監査役会の運営は監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p><u>(監査役会議事録)</u> <u>第 41 条 監査役会の議事はその経過の要領及び結果並びにその他法令で定める事項を議事録に記載又は記録して出席した監査役が記名押印又は電子署名し当会社に保存する。</u></p> <p><u>(監査役の報酬等)</u> <u>第 42 条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の設置)</u> <u>第 32 条 当社は監査等委員会を置く。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第 33 条 監査等委員会は監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集)</u> <u>第 34 条 監査等委員会の招集は各監査等委員に対し会日の 2 日前までにその通知を發するものとする。但し緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の運営)</u> <u>第 35 条 監査等委員会の運営は監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会議事録)</u> <u>第 36 条 監査等委員会の議事はその経過の要領及び結果並びにその他法令で定める事項を議事録に記載又は記録して出席した監査等委員が記名押印又は電子署名し当会社に保存する。</u></p>
<p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 43 条～第 45 条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第 46 条 会計監査人の報酬等は代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 37 条～第 39 条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第 40 条 会計監査人の報酬等は代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p>第 7 章 計 算</p> <p>第 47 条～第 49 条 (条文省略)</p>	<p>第 7 章 計 算</p> <p>第 41 条～第 43 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附 則</u></p> <p><u>第 5 条及び第 7 条の変更は、第 119 回定時株主総会の第 2 号議案に係る株式併合の効力発生日をもってその効力を生ずるものとする。なお、本附則は株式併合の効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>

以上